

第 2 7 回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成 2 2 年 2 月 1 6 日 (火) 午後 1 時 3 0 分 ~
- 2 場 所 ホテル談露館 山脈
- 3 出席者 委員 (敬称略) 秋山 泉、芦澤公子、飯窪さかえ、飯島純夫、石井迪男、金子栄廣、岸 ヌキ、三枝悦夫、佐藤繁則、塩沢久仙、篠原義明、志村 学、高村忠久、角田謙朗、中井道夫、中込司郎、中村 司、中村文雄、原田重子、山本紘治、湯本光子

- 4 次 第
 - (1) 第 2 7 回審議会
 - ア 開会
 - イ 議事
 - ウ その他
 - (2) 閉会

- 5 議事に付した事案の件名
 - (1) 温泉法に基づく堀削及び動力装置の許可について
 - (2) 水生生物の保全に係る水質環境基準に係る環境基準点の設定について
 - (3) 平成 2 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画 (案) について
 - (4) 報告
 - 平成 2 1 年度産業廃棄物実態調査の結果について

6 議事の概要

13:30	1 開 会
司会	<p>定刻となりましたので、ただ今から、第27回山梨県環境保全審議会を開会いたします。</p> <p>委員の皆様には、お忙しいところご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>私は、本日司会を務めます、森林環境総務課 総括課長補佐の遠藤です。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、小林森林環境部長よりごあいさつを申し上げます。</p>
森林環境部長	部長あいさつ
司会	つづきまして、中村会長からごあいさつをいただきたいと思います。
会長	会長あいさつ
司会	ありがとうございました。
	2 議 事
司会	<p>次に、本日の資料の確認をお願いします。</p> <p>事前にお送りさせていただきました資料といたしまして</p> <ul style="list-style-type: none">・本日の「次第」・資料 NO.1 温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について・資料 NO.2 水生生物の保全に係る水質環境基準に係る環境基準点の設定について・資料 NO.3 平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について・資料 NO.4 平成21年度産業廃棄物実態調査の結果について <p>の5点</p> <p>それに、本日、お手元にお配りしました資料といたしまして</p> <ul style="list-style-type: none">・「座席表」 <p>以上の6点の資料がお手元にありますでしょうか。</p>

	資料がない方はお申し出ください。
司会	次に、本日の出席状況についてです。本審議会の委員は30名です。本日は、そのうち、21名の出席をいただいておりますので、過半数に達しておりますので、規程により本審議会が成立していることをご報告いたします。 また、本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第6条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様にはご了解をいただきたいと思います。
司会	それでは、議事に入ります。 なお、本審議会の議長は、会長があたることとなっておりますので、これからの議事の進行は会長にお願いいたします。 中村会長よろしく申し上げます。
会長	はじめに、審議事項(1)「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」を議題とします。 この件については、1月26日に温泉部会が開催されました。 部会での審議結果について、角田部会長さんから、報告をお願いします。
温泉部会長	資料NO.1により、温泉部会長が説明、報告
会長	部会長さんの報告が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。
委員	5ページの案件について、県が防災用に掘削を委託したとのことで、水を掘り当てる予定がお湯だったということですが、お湯を災害時に使うということですか。お湯でよいのですね。
会長	事務局からお答え願います。
大気水質保全課長	部会長さんからのご説明のとおり、水の井戸を掘る予定で、掘削したところ温泉が出てきたということです。災害時には、温泉を水として使います。温度自体は、お風呂に入るような高温ではないので、水としても使える状況です。

会長	よろしいでしょうか。他にございますか。
委員	毎回何ヵ所か温泉掘削の申請があって、私が審議会委員になってからも随分温泉が増えていると思いますが、案件に出でこない、「だめですよ」という案件もあるのですか。
会長	部会長さんお答えいただけますか。
温泉部会長	私が温泉部会に携わって約3年経ちますが、委員からのご指摘のとおり、毎年、掘削申請があります。増えすぎないようにするため、審議方針を定め、地域を3つに分けています。1つは、ここはもう掘ってはいけない、これ以上掘ると温泉が枯れてしまうという原則的に許可しない特別地域です。2つ目は、特別地域周辺でこれ以上掘ると温泉がなくなる恐れがあるところです。ここは、1000メートル以内に既存源泉がなければ許可します。それ以外の地域は600メートル以内に既存源泉がなければ許可します。近年は、かなり深くまで掘れるので、県内でも温泉の要件をクリアしてどこを掘っても温泉が出るという状況があります。温泉を掘る技術も発達していますし、輸送や道路整備など、色々な状況の中で掘削地がどこにでも作れる状況になっています。今後は、ある程度色々なことを考えていく時期にきているということが前回の審議会でも出ていますので、このことをもう少し検討すべきとは思いますが、まだ具体的には案が出ていません。
会長	よろしいでしょうか。 申請が出て、部会が定めている条件に抵触しない場合は、申請を受けざるを得ない立場にあると理解していますが、そういうことでよろしいですか。
大気水質保全課長	そのとおりです。平成21年3月末現在の源泉数は431です。温泉法の目的として、温泉を保護し適正に利用するというのがありますので、新たに掘削したことにより既存の温泉に影響が出ないように、部会長さんから説明がありましたように審議方針として、特別保護地域においては掘削や増掘を認めない、また、普通保護地域などにおいては既存源泉からの距離などの制限を定めています。そのような厳しい基準がありますので、事前に事業者から相談があったときは、事務局で基準等の説明をして、事前の指導を行い、部

<p>会長</p>	<p>会にかけたときに審議方針と合わない案件が出ないようにしています。そのようなことで、概ね部会の方で許可相当という結果をいただいています。</p> <p>よろしいでしょうか。関連して第5号議案について経緯説明をお願いします。</p>
<p>温泉部会長</p>	<p>部会での審議状況をもう少し報告します。資料11ページと12ページの第5号議案についてです。申請箇所は、御岳昇仙峡という観光地内にあります。前回の部会において一度審議しましたが、書類に不十分な点などもあり、もう少し充実して審議する必要があるということで継続案件になったもので、今回は相当時間を割いて審議をして、部会では許可相当とする他ないだろうということになりました。どういうことかと言いますと、申請箇所の下流に甲府市の上水道取水口があります。温泉を掘った場合、荒川に排水するため、排水した水を飲まなければならないのは情動的にいかがなものか、というご意見があったので、それを甲府市の上水道施設担当に相談したところ、それを制限するような条例はないが、指導要綱の排水に関する基準などを遵守してほしいというお答えで、観光地と飲料水がうまく共存していけたらよいという所見もいただきました。先ほど申し上げましたが、どこにでも申請を出せるということで、特に一般地域は600メートル以内に源泉がなければ、この審議会では許可せざるを得ないということです。他に、昇仙峡は山梨県の昔からの観光地ですから、観光資源あるいは観光地の雰囲気や状態を変えていいのか、ということについて委員から意見がありましたが、それは我々審議会の対象外の問題になりますので、今回の結果は、十分審議を尽くしたうえでのものです。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。甲府市に問い合わせをしたところ、甲府市では指導要綱に基づき水源問題に関する協議会を設置して、水質等の問題に対して指導する、あるいは安全性を確保するような努力をするということでした。部会としては許可せざるを得ないということですが、もう少し高い立場に立って、観光開発、地域の観光地と開発のあり方、景観、それから住民の健康などについて検討する場があれば良いという意見や、県では横断的な施策を検討していると思いますが、昇仙峡という観光地のあり方についてどうすべきかという方針を検討する場があったら良いという意見</p>

<p>会長</p>	<p>もありました。いずれにしても、先ほどのご質問に関連して、第5号議案については、かなり色々な議論が出たという部会長のご報告のとおりです。</p> <p>よろしいでしょうか。他にご意見ございますか。</p> <p>なければ、「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」はご異議ないものとしてよろしいでしょうか。</p> <p>会場より、「異議なし」の声</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、当審議会として、県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、審議事項(2)の「水生生物の保全に係る水質環境基準に係る環境基準点の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>資料NO.2により、大気水質保全課長が説明</p>
<p>会長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。特にご意見がないようです。</p> <p>それでは、「水生生物の保全に係る水質環境基準に係る環境基準点の設定について」はご異議ございませんか。</p> <p>会場より「異議なし」の声</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、当審議会として、県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、審議事項(3)の「平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

大気水質保全課長	資料NO.3により、大気水質保全課長が説明
会長	事務局からの説明が終わりました。 ご質問、ご意見がありましたらお願いします。
委員	非常に沢山の項目の調査を計画していて大変だと感じました。そのほとんどが法律などに定められた基準に従い対応しているとのことですが、公共用水域の水質測定に関して、出来るかどうかはわかりませんが、お願いしたいことがあります。それは、新型インフルエンザが爆発的に流行っていて、その流行がまだ続いていると思いますが、その薬としてタミフルという薬を非常に多く患者の方々に調剤をしたと言われております。そこで、そのタミフルが水の中に流れ出ているという話があります。インフルエンザウイルスは非常に変異するということが知られていて、この薬が今はかなり良く効くようですが、効かなくなる可能性がある。つまりこの薬がたくさん地域に出ることによって、突然変異を起こす可能性があるのではないかという話があるので、出来れば、1回でよいので流行期が過ぎたあたりでタミフルがどのくらい水の中に出ているものなのか、あるいは出ていないのかその調査をしていただきたいのです。すぐにはお答えいただけないと思いますので、今後ご検討いただければと思います。
会長	ただ今の質問について、事務局から回答をお願いします。
大気水質保全課長	ただ今のお話については、数日前の新聞等を見て私も承知しております。タミフルの河川調査については、現在のところ検討もしておりませんし、調査の予定もありません。今後は、国の動向を見る中で必要に応じて検討していきたいと思っております。
会長	よろしいでしょうか。
委員	国の動向ということで、そちらにやはり考えがいくと思うのですが、まず山梨県はどういう県かということだと思います。山梨はやはり農業県、しかも果物王国だと思います。果物というのはやはり消毒をしないと作れない。先日テレビで山梨の人が農薬をほとんど使わず作っているのを見ましたが、農業という観点を、農業

	王国の県としてどのように見ているのでしょうか。
会長	ただ今の質問について、事務局から回答をお願いします。
大気水質保全課長	委員がおっしゃるように、果物や野菜は農薬を使わざるを得ないという事実はあります。ただその中で、農家の方には農薬を適正に使っていただくよう指導をしています。我々としても公共用水域や地下水の測定などを行い、状況を監視しております。
委員	国としても農業に目を向けていて、大きな意味で地下水はみんなの財産ですから、政治として農業に入り込まないというのが昔はありましたけれど、そういうことはなくなると思うのです。その時に、山梨は農業県ですから、先に立ってそういうことをしていかなければならないと思います。農家の方も農薬を使わないと出来ないと言うのですが、そこを何とかしないといけないと思います。
会長	ご意見ありがとうございました。ただ今のご意見も色々な審議の中で参考にさせていただきたいと思います。 他にございますか。
委員	9ページの別表2 - bの要監視項目、特殊項目について、「その他項目」に陰イオン界面活性剤があり、国の調査に沿ったものだとは思いますが、ここ十数年くらいは、家庭で使われる合成洗剤は陰イオンよりも非イオン系の界面活性剤が多いので、非イオン系の方が多く排出されていると思います。そこで、非イオン系の界面活性剤を調査項目に入れることを検討いただきたいと思います。
大気水質保全課長	先ほど説明しましたとおり、環境基準、要監視項目については国で定めていて、その他項目については、参考に測定しています。ご指摘があったことは確かにありますが、調査項目等については、平成18年度から大幅に見直しを行い現在に至っていますので、今後、必要に応じて見直しをしていきたいと思っています。
会長	よろしいでしょうか。他にございますか。
会長	特にないようですので、「平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」はご異議ございませんか。

	会場から「異議なし」の声
会長	それでは、当審議会として、県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。
会長	次に、報告事項を議題とします。 報告事項（１）の「平成２１年度産業廃棄物実態調査の結果について」、事務局から報告をお願いします。
環境整備課長	資料NO.4により、環境整備課長が報告
会長	事務局からの報告が終わりました。 ご質問、ご意見がありましたらお願いします。
委員	１ページ一番下の回収状況ですが、回収された調査票から集計された産業廃棄物量は１，３６９千トンであり、これから推計された総産業廃棄物量の１，６１７千トンについて、どのようにして推計するのかを教えてください。
環境整備課長	アンケート調査で回収された調査票を集計した値が１，３６９千トンということです。それに既存の資料として、廃棄物の収集運搬業者や中間処理業者からの定期的な報告事項などから得られたデータ、平成１５年度の実績、簡易調査の状況等を加味し、トレンドなどを考慮して推計した値が１，６１７千トンという状況です。
会長	よろしいでしょうか。他にございますか。
委員	調査結果についての質問の前に、先日、２月８日に環境保全審議会の廃棄物部会が行われて県の最終処分場について意見を聞くということだったのですが、この審議会の中には特に議題として入っていないことについて質問いたします。
環境整備課長	先日、環境保全審議会の廃棄物部会を臨時に開催していただきました。今回の廃棄物部会は、審議事項や報告事項についてご協議いただいたり、ご意見を伺うという場ではなく、明野処分場をはじめ

	<p>産業廃棄物の最終処分場について、これからどのような取り組みを県として行っていくかということについて、廃棄物部会の委員の皆様から参考のご意見をいただきました。</p>
委員	<p>環境保全審議会の廃棄物部会のメンバーとして、私も意見を出させていただいたつもりですが、議事録は出されないのですか。</p>
環境整備課長	<p>議事録につきましては、現在取りまとめているので、取りまとめが終了次第、委員の皆様を確認していただいたうえで、個人名は伏せて公表したいと考えています。</p>
委員	<p>部会の皆様も貴重な時間を割いて参加されたと思いますので、その意見が無駄にならないようお願いしたいと思います。</p> <p>それから廃棄物実態調査の結果についてですが、6ページの県内外別最終処分量は県内が1千トン、県外が23千トンということで、県外に行っている最終処分の廃棄物の量が多く県内の最終処分場に入ってくる量が大変少ないのですが、産業廃棄物に関わる事業者への指導などは今後されるのでしょうか。</p>
環境整備課長	<p>ご質問を確認させていただきたいのですが、指導というのはどのようなことですか。</p>
委員	<p>県内の処分場が、操業前の廃棄物の搬入見込み量を大幅に下回っているということですので、県内の処分場に処分するように指導をしていただきたいと思います。</p>
環境整備課長	<p>山梨県には今まで産業廃棄物処分場はありませんでしたから、事業者は県外の処分場と契約をして、ずっとルートを確保して処分をしていたという状況です。今後、明野の処分場もできまして、産業廃棄物においても自県内の処理を進めるというのが県の方針ですので、義務とかそういうことはなかなか難しいと思いますが、更に有効利用が図られるように事業者に対してはお願いをしていくということになるかと思います。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にございますか。</p>
会長	<p>県内の事業者が県外に持って行く、県外の事業者が県内に持って</p>

	<p>きてそれを県外に持って行く。これは今までのルートを温存したいということだのご指摘がありましたが、事業の収支、利益の面についてはどうお考えですか。</p>
<p>環境整備課長</p>	<p>世界の同時不況と言われるような経済情勢の中で、県外の民間処分場では処理料、価格を非常に下げています。簡単に言うと、最終処分される廃棄物を取り合いになっているような状況だと聞いています。従って、事業者としては利益ということがありますので、安い方に流れるとか、あるいは廃棄物を処理するのは経済活動の中で一番最後の部分ですから、その費用をなるべくかけたくないということがあって、処分費を節約するために、ある程度会社の費用が回りつくまでは処分を控えたり、色々なそのような状況が発生していると承知しています。</p>
<p>会長</p>	<p>運送費、人件費を考えてもやはり県外に運んだ方が利益があるという実態があるということですね。</p>
<p>環境整備課長</p>	<p>その辺の兼ね合いですが、そういう実態があるということと、あとは色々な業者の方から環境整備事業団が営業の中で聞いていることによると、昔、山梨県に処分場がなくて困っていた頃に県外のそういった処分場は助けてくれたということなので、そこは切れないということもあるように聞いています。ですから、必ずしも価格だけの問題が全てとは考えていない状況です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。他にございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>最近の新聞報道等でこの件についてはご関心が高いと思いますが、特にご質問がなければ、この件については報告を承ったということによろしいですか。</p>
	<p>会場から「異議なし」の声</p>
<p>会長</p>	<p>最後に、その他についてですが、本日の審議、報告事項以外で何かありましたら、発言をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>2つございます。まず一つは、自然環境保全法に基づいて、山梨県でも自然環境保全条例が定められています。その条例に基づいて</p>

ほとんどが昭和52年あたりから、昭和50年代前半から中ごろくらいまでの間に、自然保存地区や自然活用地区など、色々な地区指定がされています。当時指定されたものがそのままということで、平成15年に、指定から20年以上経っているので、現況の見直しをしてはどうかという話が県からあって、私ども植物研究会で何名か直接調査を行いました。その時に調査したのが30箇所ほどあり、そのうちの24ヶ所は一応存続でよく、3ヶ所は活用地区に変更、つまり目的の変更をすべきではないのか、それから指定地区から除外すべきだというのが3カ所、それ以外に一部削除や、一部の地域の変更をしたらどうかというのがいくつかありました。この調査については平成16年3月に報告書を提出したのですが、それから随分経っていますが、その処置が全然されていません。恐らくそのままになっていると思います。何か変更措置をするのであれば、本審議会にかけなければいけません。私は、この件について審議した覚えはないので、恐らくそのままになっていると思います。実際に調査に行ってみると、かなり実態が変わってきているところがあります。自然保存地区という看板だけ立っていてもみっともないだけなので、早急に変更すべきだと私は思いますが、これについての県の考え、今後どうするのかということをお聞きしたい。

もう一つは、前回の会議の際に会長さんにも報告いたしました。レッドデータブックに伴う標本の取り扱いについて、その当時の担当者はかなり努力をしてくれましたが、結果的にはどうにもならなかったということで、会長さんにもそういう結果になっているのでご承知おきくださいという話をいたしました。その後どうなっているのか、少なくとも担当として努力をしてくれているのでしょうか。と言うのも、レッドデータブックを作っても、標本が公の施設で保存されていなければ、レッドデータブックの価値が公の場で認められないからです。ですから、公の場所でどこかに置かなければならないので、それはどうだろうということです。あまり遠くの博物館や大学に置いても困るので、身近で親しい博物館かどこかに入れて、私どもが使えるようにしたいということを考えて、現在1、2箇所には話をかけている状況ですが、そちらに全部渡してしまうと山梨県には何も残りません。全国的にもあまり例のない事態になるのでどうかと思います。当時の会議の際にも、担当一人や一つの課だけで色々してもだめですよ、それを担当する森林環境部として方針を立てないといけないのではないのか、いわゆる組織の問題でしょうと言ったのですが、それには何の反応もありませんでした。

	<p>そのままになっているので、二つの件について、どうするのか考えを聞きたいということです。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。2件ありますが、担当部局からその後の経緯あるいはお考えをお願いします。</p>
<p>みどり自然 課長</p>	<p>まず自然環境保全地区の件ですが、自然造成地区については平成17年に解除しました。それから乙女高原の活用地区等については、もう一度確認をして改めて報告いたします。</p> <p>それから標本の件ですが、自然保護行政を展開するうえで、基礎資料として標本資料は必要なものと思っておりますが、標本を管理するために必要な場所や人材確保については、予算的にも厳しい状況です。現状では、保管するための場所、予算、それから人材などの制約があるので、学術的に網羅的なかたちで標本を管理するのは無理だと思っておりますが、後世に残さなければならない貴重な標本については保存しないといけないと思っております。我々も県内の各施設に聞いていますが、やはり、それぞれの施設に色々事情があり、なかなか良い返事がいただけない状況です。施設の状況を含め、希少種の検討委員会でご意見を聞きながら報告をしたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今のご説明について、ご意見があればどうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>現実には、部として動くということではなければ対応出来ないと思っております。ひとつの課だけ、担当だけではどうにもなりません。それほど大きな予算も必要ないものですから、やる気があれば出来ると思っております。自然を大事にしましょうなどと色々言っていますが、基礎資料がなければどうにもなりません。県の一部の研究機関では、標本を集めたり物を蓄積して研究するのは古い学問であって、今の分子生物学の時代にやることではない、それはアマチュアがやればいいことであると言う研究者がいます。研究機関がそうですので、他のところでよっぽど強く動かなければ、県の方針として動かなければだめだと思っております。そのために幾度資料を作ったかわかりませんが、40年間それが続いています。ですから、組織としてやる気がなければどうにもならないので、組織として考える方法を、意識を新しく持ってほしいということだけはお願いしたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。標本に関わることはかつてこの場で議</p>

論され、当時の森林環境部長さんからご提案があったのではないかと記憶しています。当時は博物館の議論があったかと思いますが、図書館の一部をという話もうる覚えですがあったように思いますが、学問としてというのではなく、レッドデータブックということで、ある種の判定をして、その結果が書籍に入るということですが、ある時点でこれは見直した方が良いという論議を与えるためにも、そういうものがあった方が良いことは間違いないので、専門家の動物や植物の先生、そのような仕事にご協力いただいている先生方にもご意見を聞いて、場所やその他のこともあると思いますし、今日的な整理の仕方もあると思いますので、ぜひその辺りをお考えいただき、しかるべく記録が残るよう、それから後世の人達がそれを検索できるようなシステムを立ち上げていただけたらよいと個人的に思いますので、担当課及び部でご検討いただきたいと思います。

会長

よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問ございますか。

委員

今の件について、標本に関わる者としてお話しさせていただきます。山梨県にとって、標本を持たないということがどんなに恐ろしいことかということです。例えば、私は両生類という未分化の分野を持っておりまして新種が出たということもないとは言えない、新しいものが出る可能性もあり、それを追う部分も持ってあります。しかし、その標本をどこが持つかということになった時に、例えば私の場合は京都大学へサンプルを出すわけです。その時に、私としては、一部は必ず山梨県に残しておきたい。では、山梨県に残したものはどうするのかとなった時に非常に困ると考えています。私達がここに何がいますと言っても、そんな証拠はないと言われた場合、何も返せないのです。委員がおっしゃったことはそういうことだと思います。ですから、その重要性について県ももう少し真剣に考えていただかないと、山梨県は何も根拠のないことを述べているということになってしまいます。確かにお金はかかりますが、何億、何十億円かかるものではないですし、逆に言うと、過去の標本は何十億円積んでも買えません。ですから、委員がおっしゃったように、山梨県としてどうするかということをよく考えていただきたいと思います。何年か前には環境首都山梨と言って動いていた時代もあったと思います。どこにでもある物ではないという認識を持って、標本の蓄積をしていただきたいと思います。

会長	<p>ありがとうございました。ただ今のご意見についてコメントをお願いします。</p>
みどり自然 課長	<p>標本につきましては、県で保管する場所がなかなか見つからないということで、委員の皆様にはご迷惑をおかけしています。今後、皆様のご意見を聞きながら、どういう場所が良いのか、他部局に係る施設などもありますので、そういったところの方向が決まれば、部として判断して対応したいと思います。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ぜひよろしくお願い致します。</p>
委員	<p>レッドデータブックの話が出てきましたので、一言申し上げます。奈良県を最後に全国のレッドデータブックの発行が終了しましたが、新たに二回目の報告書が、環境省もそうですし、大阪府や神奈川県などで出されています。山梨県では希少種を中心として補完調査をしていますので、いずれかの時に、財政的な余裕ができ、それから調査も進んできたところで、第二回目のレッドデータブックを出すことを考えていただければありがたいと思います。</p>
みどり自然 課長	<p>レッドデータブックについては、平成17年3月に作成し、それ以降5年が経っています。他県でも第二回目が出ていますが、本県においては、希少種関係の先生方に色々とお聞きしながら、第二回目のレッドデータブックを作っていければと思っていますが、現時点では、時期については決まっておられません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>今日は鳥獣被害の話は出ませんでしたでしたが、先日、東京のイタリアレストランに招待された際に、メインディッシュが北海道のエゾシカでした。以前この審議会で、猟友会の会長さんから、北海道はエゾシカが増えていて困っているけれども、そういうお肉を売るシステムが出来ているというお話を伺いました。しかし、山梨県は全然だめだと。補助金も静岡に比べて本当に少ないとおっしゃっていました。何かそういうシステムを山梨県でも作っていく、燻製にしてもワインと合うと思いますし、観光部局と手を結びやっていくことかと思いますが、そういう意識も持っていただきたいと思います。</p>

会長	<p>関連する部局からの回答をお願いします。</p>
みどり自然課長	<p>ジビエ料理ということで、県内2ヶ所に捕獲した鹿の肉を活用する施設がありますが、流通に乗せるためには、捕ってから2時間以内にその場所に持って行くなどの制約があり、そのことについては農政部でガイドラインを作っています。捕獲した鹿を活用するようにと話をするのですが、狩猟で捕った鹿をその場所まで持って来るのに時間がかかることなどで、なかなかそういう方向にいかないのが現状です。</p>
会長	<p>ご指摘の点は、駆除するだけではなく活用をという話で、岩手県では、鹿を一度捕獲してそれを放牧場のようところで管理していると聞いています。他の県では、その種のことを北海道以外でもやっていることはご存知かと思えます。行政として数千頭の駆除をするということですが、それを直ちに活用することもさることながら、出来るだけ常時供給出来るような体制を整えていくのが良いと私も個人的に思いますので、ぜひご検討いただきたいと思えます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にございますか。</p>
会長	<p>ないようですので、議事については、以上で終了いたします。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>3 閉 会</p>	
司会	<p>長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。 以上で、本日より予定いたしました議事は、全て終了いたしました。 これをもちまして「第27回山梨県環境保全審議会」を閉会とさせていただきます。</p>